

2012年6月2日(土曜)の午後2時から品川にあります「高輪和疆館」にて東日本支部の「2012年度総会&講演会」を開催しました。

鈴木農学部長、福村同窓会会長、石黒中部支部長、そして在京の浜松工業会代表、文理・人文学部同窓会代表の皆様にもご出席を頂き、50名を超える沢山の方々と有意義の交流が出来ました。

当日の様子は以下の通りです。

2:00～ 開会宣言、本川支部長挨拶

2:10～ 総会議案審議 ①2010年度・2011年度活動報告

②同上の会計報告及び2012年度予算

③2012年度活動計画 — — — 別紙1参照

④2010年度～2012年度キャリアデザイン講座

⑤役員の改選 — — — — — 別紙2参照

⑥支部会則の一部変更 — — — 別紙3参照

上記①～⑥の議案は原案通り承認されました。

2:45～ 来賓挨拶 ・鈴木滋彦農学部長  
・福村徳三郎同窓会会長

3:00～ 特別講演 岡島徳岳氏 1970年農学科卒、1972年院卒  
(元・名古屋市東山植物園 園長)  
演題:「コアラが変えた私の人生、動物園・植物園裏話」

4:45～6:40 懇親会

挨拶・乾杯— — —石黒伴和中部支部長

来賓ご挨拶— — —浜松工業会東京支部永野支部長

文理・人文学部同窓会東京支部代表

その他、OBの方々多数

閉会(中締め)— — — 石原副支部長

別紙 1

2012年度・東日本支部活動計画案

- 組織の更なる活性化に向けて 3支部の連携を一層強化する
- 魅力ある総会 & 懇親会の開催  
日時; 2012年6月2日(土曜)  
場所; 東京品川、「高輪和疆館」  
総会; 報告事項・決議事項 役員改選 など  
特別講演; 岡島徳岳氏 「コアラが変えた私の人生・動物園・植物園裏話」  
懇親会
- サポーター制(評議員制、年次幹事制)の導入によって同窓会活動のすそ野を広げる
- 広報の充実 — 「しじまの森」の継続発刊  
静岡大学農学部H. P. 内にある「同窓会H. P. 」上に積極的に会員向けに情報を発信
- 小集団活動(サークル活動)を開始する。 ゴルフ同好会 その他
- 役員会の定例化 役員会は原則土曜日の午後に計画
  - (1月23日---総会 & 講演会の開催時期の検討)
  - (3月31日--- 総会 & 講演会の諸準備開始)
  - 4月下旬---- 「しじまの森」第2号 発刊{(4月23日に発行)}
  - 6月初旬---- 総会 & 講演会の開催(6月2日に開催)
  - 6月下旬---- 総会などの反省と各事業推進  
サークル活動推進、サポーター制活動、  
「しじまの森」次号の発刊準備検討 など
  - 12月上旬- - 一次年度計画の検討
- 「キャリアデザイン講座」への継続的協力 -- 講師の選定、8/1~2に実施  
(6名の講師、決定済み)
- 在京の4学部の共同事業の推進--- 平成25年5~6月の土曜日に実施予定  
(農学部では卒業生を送り出して60年経過)

**別紙2**

**東日本支部役員名簿**

支部長	本川保之（1958 化）
副支部長	石原清史（1979 農） 中村繁夫（1970 林） 土肥聿雄（1966 化）
理事	北條雅巳（1975 園） 成川 透（1985 農）（新任） 野口赫男（1962 林） 岩本太郎（1983 林産） 渡辺路子（1984 林産） 吉川晴治郎（1962 化） 久保敦子（1962 化） 高柳雅義（1995 化）
会計	三輪輝夫（1962 農）
監事	谷口時徳（1984 林産）
事務局長	鵜飼暢雄（1962 化）

## 別紙 3

### 静岡大学農学部同窓会東日本支部会則

第1条 本会は静岡大学農学部同窓会東日本支部と称し、東京、千葉、神奈川、茨城、埼玉、群馬、栃木の1都6県に在住の卒業生を中心に構成する。

第2条 本会の事務局は静岡大学農学部内に置く。

第3条 本会は会員相互の交流と親睦を深め、静岡大学同窓会事業の推進を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成する為に2年に1回総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 事務局長 1名(上記、役員の兼務を認める)
- (7) サポーター 若干名

第6条 本会に対し特に功績のあった者を名誉顧問として置くことが出来る。

第7条 本会の役員の選出、会則の変更等は役員会で協議し、総会で承認をする。

第8条 役員は支部運営の円滑化を図るものとする。なお、支部長に事故ある時は副支部長がこれを代行する。

第9条 サポーターは年次幹事の役割を果たし、役員と共に支部活動情報を共有し、支部活動に協力する。  
サポーターは本人の同意を確認して会員の中から役員が推薦し、支部長が委嘱する。

第10条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第11条 本会に要する費用は総会時の会費、寄付金及び助成金を以って充てる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌々年3月31日に終る。

第13条 本会則に定めない事項は役員協議の上、決定する。

付則； 本会則は2010年4月1日より施行する。

本会則は2012年6月2日に改訂。